

大規模災害発生時の春日部市議会議員の行動マニュアル

1. 初動時の参集基準

議員は、春日部市の市域において大規模災害の発生をテレビ、ラジオ等で覚知したときは、「春日部市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。

なお、春日部市議会災害対策支援本部が設置された場合は、本部長の指示に基づき行動する。

(1) 地震災害の場合

震度等	参集する者	参集場所
震度5弱	本部長、副本部長及び本部役員	春日部市議会
震度5強以上 (市において災害対策本部を設置)	本部長、副本部長、本部役員 (災害対策支援本部設置)	本部長が指定する場所
本部長から指示があったとき	本部員 (災害対策支援本部に全議員が参集)	本部長が指定する場所

(2) 水害、その他の災害の場合

状況等	参集する者	参集場所
市において災害対策本部を設置したとき(※)	本部長、副本部長、本部役員 (災害対策支援本部設置)	春日部市議会
本部長から指示があったとき	本部員 (災害対策支援本部に全議員が参集)	春日部市議会

※「災害対策本部の設置基準」は、「災害救助法が適用される災害が発生した場合、複数の地区で甚大な災害が発生し、さらに市内全域に拡大するおそれがある場合、その他市長が必要と認めた場合」とされている。

2. 参集又は活動時の留意事項

議員は、参集又は活動する場合、次の事項に留意し行動する。

(1) 服装・携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ及び筆記用具をできる限り携行する。また、個人用として食料や飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車又はバイクを利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

被害状況や災害状況等情報収集に努め、必要に応じて本部に報告する。